

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
日 本 調 剤 株 式 会 社
代表取締役社長 三津原 博

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー
ステーションコンファレンス東京 6階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第36期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第36期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役11名及び監査等委員3名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査等委員1名選任の件
 - 第5号議案 取締役及び監査等委員の報酬額設定の件
 - 第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
 - 第7号議案 役員賞与支給の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nicho.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(提供書面)

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(平成27年4月～平成28年3月)において、6月の「経済財政運営と改革の方針(骨太方針)2015」により社会保障関係費の伸びの抑制策が具体的に示され、10月の「患者のための薬局ビジョン」(厚生労働省)では、調剤薬局のかかりつけ薬局への再編の道筋が示されました。これを踏まえ、平成28年度調剤報酬改定及び診療報酬改定では、「患者のための薬局ビジョン」の実現に向け、かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師の役割・評価が具体的に提示されました。“患者本位の分業を実現する”ために、地域医療機関との連携など高度な機能を備えた薬局、高度な服薬指導と服薬情報の一元的・継続的把握が可能な薬剤師への変革が求められています。また、後発医薬品の使用促進については、「経済財政運営と改革の方針(骨太方針)2015」にて設定された数量シェア目標80%を見据え、“引き続き強力に進める”ことが明記され、実現に向けた具体的な諸施策が盛り込まれました。医薬品・調剤薬局業界はかつてない大きな変革期に突入しつつあり、当社を取り巻く環境はまさに激変しようとしております。

このような状況の下、当社グループでは、4月より新中期経営計画(期間:平成28年3月期から平成30年3月期)をスタートさせ、さらなる業容の拡大を図るべく、各事業間の連携を一層強化し事業の推進に取り組みました。

当連結会計年度の連結業績は、前連結会計年度比大幅な増収増益となりました。連結売上高は219,239百万円(前年同期比20.6%、37,394百万円増)、営業利益は10,489百万円(同57.8%、3,842百万円増)、経常利益は9,878百万円(同64.5%、3,874百万円増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は6,329百万円(同127.8%、3,551百万円増)となりました。前期に続き2期連続で最高益を更新する業績となり、新中期経営計画の初年度として順調なスタートを切ることができました。

#### [各事業のセグメント別概況]

##### ・調剤薬局事業

同事業では、当連結会計年度において、7月から処方せんの応需を開始した千葉県下での大型病院の分業に対応した3店舗を含め27店舗を新規出店し、11店舗を閉局いたしました。この結果、当連結会計年度末時点での総店舗数は527店舗(物販専業1店舗を含む)となりました。ジェネリック医薬品の全社での数量ベース使用比率は79.0%に達し、“平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする”とした政府目標の水準を確実に捉えた状況にあります。在宅医療の実施店舗は全営業店舗の95.4%に達

し、全社一丸となった在宅医療への積極的な取り組みを数字として示すことができました。また、自社開発の電子お薬手帳「お薬手帳プラス」については、機能改修・改善などにより利用者の利便性向上に努めた結果、平成28年3月末時点において登録会員数が6万人を突破いたしました。

同事業の業績は、売上高190,874百万円（前年同期比20.8%増）となりました。売上高増加の主な要因は、大型の新規出店と既存店実績の堅調な進展に加え、C型肝炎治療薬の処方せん応需の増加などがあげられます。利益面においては、改定のない年度でもあり、営業利益10,707百万円（同39.1%増）と大幅な増益となりました。営業利益増加の主な要因は、売上高増加による増益及び各種経費の抑制に加え、ジェネリック医薬品の使用促進並びに在宅医療への取り組みの強化などによる調剤報酬の増加などがあげられます。

#### ・ 医薬品製造販売事業

同事業では、当連結会計年度において、国のジェネリック医薬品の数量シェア目標について、“平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする”との政府目標が発表され、ジェネリック医薬品の使用促進が従来にも増して強力に進められたことなどにより、大病院をはじめ各医療機関におけるジェネリック医薬品の使用が引き続き増加傾向にありました。併せてグループ会社間の連携を一層進めたことにより、売上高は32,598百万円（前年同期比18.3%増）と増収となりました。利益面においても、売上高増加による増益及び各種業務の効率化の推進などによる各種経費の抑制、販売戦略の再構築などが奏功し、営業利益2,668百万円（同41.3%増）と大幅な増益となりました。また、ジェネリック医薬品市場の拡大に向け、万全な生産・供給体制を構築すべく、9月につくば第二工場の建設計画を決定・公表し、12月には工事に着手いたしました。販売品目数につきましては、新製品発売の一方で導入品と自社グループ生産品の重複品目整理を行い、当連結会計年度末で前連結会計年度末比13品目増加し574品目となっております。

#### ・ 医療従事者派遣・紹介事業

同事業においては、10月に厚生労働省より示されました「患者のための薬局ビジョン」にて薬剤師の果たすべき役割が一層拡充・強化されたことなどに伴い、在宅医療の担い手としての薬剤師の派遣・紹介の需要がさらに高まりました。こうした状況の下、派遣・紹介先の新規開拓による求人数の増強及び登録者数の確保などの取り組みを強力に進めた結果、当連結会計年度におきましては、売上高は8,934百万円（前年同期比36.3%増）、営業利益は1,599百万円（同26.3%増）となり、引き続き高い水準での増収増益実績となりました。

## ② 資金調達の状況

調剤薬局事業における新規出店及び医薬品製造販売事業における設備投資並びに借入金の借換えのため、当連結会計年度において10,400百万円の借入を実施しております。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は、調剤薬局事業における出店費用及び医薬品製造販売事業における設備投資を中心として、8,073百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 33 期<br>(平成25年 3 月期) | 第 34 期<br>(平成26年 3 月期) | 第 35 期<br>(平成27年 3 月期) | 第 36 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年 3 月期) |
|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)               | 139,466                | 165,347                | 181,844                | 219,239                             |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(百万円) | 184                    | 1,901                  | 2,778                  | 6,329                               |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | 25.67                  | 262.48                 | 388.96                 | 432.85                              |
| 総 資 産(百万円)               | 95,140                 | 117,295                | 130,141                | 157,609                             |
| 純 資 産(百万円)               | 14,702                 | 15,849                 | 17,635                 | 32,473                              |
| 1株当たり純資産額 (円)            | 2,034.09               | 2,181.26               | 2,515.19               | 2,030.22                            |

(注) 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりであります。

### 第33期

調剤薬局事業は、59店舗を出店いたしました。新規に開局した店舗の寄与により、売上は順調に推移いたしました。一方、薬価改定の影響、新店の出店コストの影響で営業利益は想定を下回りました。一方、医薬品製造販売事業は、薬価改定による売上減少の影響を受けながらも、営業拡大による拡販と自社開発製造品の発売によって、売上高が大幅に増加し、営業利益は233百万円となり、通期ではじめて黒字化いたしました。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は184百万円となり、前期比91.1%の減益となりました。

### 第34期

調剤薬局事業は、37店舗を出店いたしました。既存店舗が順調に推移したことに加え、新規開局店舗の寄与により、売上は順調に推移し、営業利益は7,672百万円となりました。一方、医薬品製造販売事業は、長生堂製薬株式会社を子会社化し、日本ジェネリック株式会社と併せて、事業規模を拡大しました。売上高は、大幅増加となり、利益面では、統合にかかる費用面等の影響があったものの、営業利益は500百万円となりました。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は1,901百万円となり、前期比928.4%の増益となりました。

### 第35期

調剤薬局事業は、29店舗を出店いたしました。前年度開局の店舗及び当年度開局店舗の寄与により、改定年度ながらも営業利益は7,698百万円と増益になりました。一方、医薬品製造販売事業は、薬価改定による販売単価の低下があったものの、ジェネリック医薬品の使用推進が進んだことにより、売上高は大幅増加となり、利益面では売上の増加に加え、各種業務効率化推進の効果により、営業利益は1,888百万円と大幅な増益となりました。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は2,778百万円となり、前期比46.1%の増益となりました。

### 第36期

当連結会計年度につきましては、「(1)①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

### (3) 重要な子会社の状況

| 会社名           | 資本金    | 当社の<br>議決権比率 | 主要な事業内容         |
|---------------|--------|--------------|-----------------|
| 株式会社メディカルリソース | 93百万円  | 100%         | 医療従事者派遣・紹介事業    |
| 日本ジェネリック株式会社  | 255百万円 | 100%         | 医薬品製造販売事業       |
| 株式会社日本医薬総合研究所 | 100百万円 | 100%         | 情報提供・コンサルティング事業 |
| 長生堂製薬株式会社     | 340百万円 | 100%         | 医薬品製造販売事業       |

### (4) 対処すべき課題

「患者本位の分業」実現に向けた施策が厚生労働省により着々と進められ、当社の企業理念である「真の医薬分業を実現する」道筋も明確に示される状況にある一方で、同業他社においては薬歴未記載など医薬分業の意義が改めて問われるような事象が発生しており、調剤薬局業界をリードする当社グループの果たすべき役割は従来以上に重要度が増しているものと考えております。かかる状況を踏まえ、当社グループでは、昨年12月にコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を再検討のうえ整備いたしました。今後さらに経営の健全性と透明性を向上させるべく、コンプライアンス体制をはじめとする内部統制システムのグループ全社での徹底を図り、コーポレートガバナンスを強化してまいります。

また、医薬品・調剤薬局市場においては、マイナス基調である薬価改定、薬価差益の縮小及び診療報酬・調剤報酬改定に伴う調剤薬局の収益構造変化、医療機関の経営行動の変化など、事業環境に大きな変化が表れてきております。当社グループでは、国や患者さまに経済的メリットのあるジェネリック医薬品への積極的な取り組み、厚生労働省が掲げる「患者のための薬局ビジョン」を踏まえたかかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師実現に向けた取り組みなど、各種の制度変更に対して速やかな対応を図ることにより、医療サービス提供企業としての質と競争力を維持・強化してまいります。

### (5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

| 区 分                           | 事 業 の 内 容                                                        |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 調 剤 薬 局 事 業                   | 調剤薬局の経営                                                          |
| 医 薬 品 製 造 販 売 事 業             | ジェネリック医薬品の製造及び販売                                                 |
| 医 療 従 事 者 派 遣 ・ 紹 介 事 業       | 薬剤師の派遣及び有料職業紹介<br>医師の有料職業紹介<br>看護師の派遣及び有料職業紹介<br>高齢者向け施設検索サイトの運営 |
| 情 報 提 供 ・ コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業 | 医薬情報の提供・研究・調査<br>広告媒体ビジネス<br>製薬企業・医療機関等へのコンサルティング                |

(6) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

① 調剤薬局事業

|          |             |
|----------|-------------|
| 日本調剤株式会社 | 本社（東京都千代田区） |
|----------|-------------|

| 出店地域  | 当社店舗数 | 調剤子会社店舗数 | グループ店舗総数 |
|-------|-------|----------|----------|
| 北海道   | 44    | 0        | 44       |
| 東北    | 42    | 0        | 42       |
| 関東甲信越 | 284   | 2        | 286      |
| 東海    | 44    | 0        | 44       |
| 関西・北陸 | 51    | 0        | 51       |
| 中国    | 19    | 0        | 19       |
| 四国    | 12    | 0        | 12       |
| 九州    | 29    | 0        | 29       |
| 合計    | 525   | 2        | 527      |

(注) 調剤子会社とは、有限会社きしねファーマシー、有限会社大倉山ファーマシーであります。

② 医薬品製造販売事業

|              |             |
|--------------|-------------|
| 日本ジェネリック株式会社 | 本社（東京都千代田区） |
| 長生堂製薬株式会社    | 本社（徳島県徳島市）  |

③ 医療従事者派遣・紹介事業

|               |             |
|---------------|-------------|
| 株式会社メディカルリソース | 本社（東京都千代田区） |
|---------------|-------------|

④ 情報提供・コンサルティング事業

|               |             |
|---------------|-------------|
| 株式会社日本医薬総合研究所 | 本社（東京都千代田区） |
|---------------|-------------|

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 区 分          | 使用人数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|--------|-------------|
| 調剤薬局事業       | 2,502名 | 97名増        |
| 医薬品製造販売事業    | 610名   | 24名増        |
| 医療従事者派遣・紹介事業 | 129名   | 4名増         |
| 全社（共通）       | 194名   | 27名増        |
| 合 計          | 3,435名 | 152名増       |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇員（準社員、パートタイマー等）は含まれておりません。  
2. 出向者は、出向先の各区分の使用人数に含まれております。  
3. 全社（共通）の使用人数は、特定の事業区分に帰属しない本社部門の就業人員数であります。

② 当社の使用人の状況

| 区 分    | 使用人数<br>(内薬剤師)     | 前期比増減<br>(内薬剤師) | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|--------|--------------------|-----------------|--------|--------|
| 合計又は平均 | 2,689名<br>(1,612名) | 123名増<br>(93名増) | 34.89歳 | 6.10年  |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇員（準社員、パートタイマー等）は含まれておりません。  
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、正社員に関するものであります。  
3. 使用人数が当事業年度において123名増加しておりますが、主として平成27年4月1日付で入社した新入社員、期中の中途入社社員によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 額    |
|---------------------------|----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 5,863百万円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 4,460    |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 3,545    |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 3,160    |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫   | 2,457    |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- |              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| ① 発行可能株式総数   | 44,192,000株                 |
| ② 発行済株式の総数   | 16,024,000株（自己株式29,068株を含む） |
| ③ 株主数        | 9,894名（うち単元株主数8,169名）       |
| ④ 単元株式数      | 100株                        |
| ⑤ 大株主（上位10名） |                             |

| 株主名                                                                                    | 持株数（株）    | 持株比率（％） |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------|
| 三津原博                                                                                   | 4,680,000 | 29.25   |
| 三津原庸介                                                                                  | 3,320,000 | 20.75   |
| 有限会社マックスプランニング                                                                         | 1,120,000 | 7.00    |
| 日本調剤従業員持株会                                                                             | 430,600   | 2.69    |
| 三津原陽子                                                                                  | 400,000   | 2.50    |
| 三津原恵子                                                                                  | 400,000   | 2.50    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                                                              | 207,400   | 1.29    |
| M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S                                            | 177,300   | 1.10    |
| C B N Y O B E R W E I S I N T E R N A T I O N A L<br>O P P O R T U N I T I E S F U N D | 153,800   | 0.96    |
| 大和証券株式会社                                                                               | 133,740   | 0.83    |

（注）持株比率は自己株式（29,068株）を控除して計算しております。

### ⑥ その他株式に関する重要事項

- イ. 平成27年7月30日開催の取締役会決議により、平成27年10月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は22,096,000株増加し、44,192,000株、発行済株式総数は8,012,000株増加し、16,024,000株となっております。
- ロ. 当社は、日本ジェネリック株式会社におけるジェネリック医薬品等の生産能力増強に向けた新工場建設への投融資及び平成28年7月までに社債の償還資金の一部に充当するため、平成27年11月24日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月9日付で一般募集の方式により1,750,000株、平成27年12月30日付で第三者割当の方式により223,700株、合計1,973,700株の自己株式を、総額9,194,678,820円で処分いたしました。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名      | 担当及び重要な兼職の状況                         |
|----------|----------|--------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 三津原 博    |                                      |
| 常務取締役    | 鎌田 良 樹   | 経理・財務・システム・経営企画担当                    |
| 常務取締役    | 見田 元     | 管理本部長、総務・人事・民間医療保険担当、CSO             |
| 常務取締役    | 三津原 庸 介  | 経営補佐、社長室・企業情報・広報<br>・薬事採用センター・関連事業担当 |
| 常務取締役    | 深井 克 彦   | 薬剤・薬剤受託担当                            |
| 取締役      | 宮田 徳 昭   | 営業統括部長、営業推進・MC面対応営業<br>・開発担当         |
| 取締役      | 鈴木 重 夫   | 健保・施設推進担当                            |
| 取締役      | 小柳 利 幸   | 薬剤本部長、購買・教育情報・支店管理担当                 |
| 取締役      | 笠井 直 人   | 営業推進部長                               |
| 取締役      | 小城 和 紀   | 財務部長                                 |
| 取締役      | 金井 久 兮   |                                      |
| 常勤監査役    | 中川 義 雄   |                                      |
| 監査役      | 薄金 孝 太 郎 | 弁護士                                  |
| 監査役      | 長嶋 隆     | 公認会計士・税理士<br>税理士法人日本税務総研パートナー        |

- (注) 1. 取締役金井久兮氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役薄金孝太郎氏及び監査役長嶋隆氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役長嶋隆氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額を限度としております。

③ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区分               | 支給人員       | 支給額              |
|------------------|------------|------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 11名<br>(1) | 777百万円<br>(8百万円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2)  | 38百万円<br>(20百万円) |
| 合計               | 14名        | 815百万円           |

(注) 1. 取締役への支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 支給額には、以下のものも含まれております。

当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額

取締役 11名 59百万円 (うち社外取締役 1名 0百万円)

監査役 3名 1百万円 (うち社外監査役 2名 0百万円)

3. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第35期定時株主総会において年額800百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、平成24年6月27日開催の第32期定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・監査役長嶋隆氏は、税理士法人日本税務総研パートナーを兼務しております。税理士法人日本税務総研と当社との間には、特別の関係はありません。

ロ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

- ・該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名    | 主な活動状況                                                                                      |
|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 金井久兮  | 平成27年6月25日就任以降、当事業年度開催の取締役会12回のうち12回(100%)に出席し、必要に応じ企業経営者としての経験に基づいた専門的見地からの発言を行っております。     |
| 社外監査役 | 薄金孝太郎 | 当事業年度開催の取締役会16回のうち16回(100%)、監査役会16回のうち16回(100%)に出席し、必要に応じ弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。        |
| 社外監査役 | 長嶋隆   | 当事業年度開催の取締役会16回のうち16回(100%)、監査役会16回のうち16回(100%)に出席し、必要に応じ公認会計士及び税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

#### ② 報酬等の額

|                                     | 支払額   |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 49百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 63百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、当該金額について監査役会は、監査計画、監査内容、監査に要する工数が適切な会計監査を実施する上で相当か否か及び報酬水準が従来の実績値及び監査法人の一般的水準に比して高額でないかという観点から検討し、会計監査人の報酬に関する代表取締役の決定は妥当であると認め、これに同意しました。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、自己株式の処分及び売出しに係るコンフォートレターの作成業務についての対価を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

なお、当社は本定時株主総会終結後、監査等委員会設置会社に移行する予定であるため、それに合わせて本方針を変更する予定であります。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令上保存を義務付けられている文書、議事録、稟議書、契約書及び重要な情報の保存並びに管理に関する事項を、別途定める文書管理規程に従って管理するものとし、取締役、監査役及び内部監査室は、業務の必要に応じこれらの書類を自由に閲覧できるものとする。

### 2. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社グループは、部門毎に個別のリスクを把握、管理し、別途定める規程、マニュアル等により、リスクの現実化を予防するとともに、リスクが現実化した場合は、担当する取締役の責任と権限において即座に対処するものとする。

②社長直属の内部監査室が、定期的に、当社グループの各部門のリスク管理の状況を監査し、想定されたリスクに遺漏がないか、リスクの管理方法等が適切かどうかをレビューし、必要な指示を行うものとする。

### 3. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定めるものとする。

②当社グループは、別途定める職務権限規程によって、業務毎に決裁レベルを規定することにより、効率的に決裁が行われる体制を整備するとともに、別途定める業務分掌規程によって、部門毎に業務内容を明確に規定することにより、業務の効率性を図るものとする。

③別途定める予算管理規程によって予算管理を行うことにより、経営効率の向上を図るとともに、IT（情報技術）化を進めることにより、業務の効率性を図るものとする。

### 4. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社グループは、取締役会を毎月及び必要があるときは随時開催するものとし、かつ取締役会には取締役及び監査役全員の参加を原則とすることにより、各取締役に対する監督機能の強化を図り、もって取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するものとする。

②当社グループは、別途定める個別規程及びマニュアル等によって、各業務の手順や遵守すべき事項等を規定することにより、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するものとする。

③社長直属の内部監査室が、定期的に、当社グループの使用人の法令及び定款適合性の状況を監査し、必要な指示を行うものとする。

④当社グループにおいては、各子会社に、規模や業態等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進委員を配置するものとする。

⑤当社グループは、当社グループの役員・従業員等が当社コンプライアンス担当部門に対して直接通報を行うことができる日本調剤ホットラインを整備するものとする。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を義務づけるとともに、重要事項についての事前協議を義務づけるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と取締役とが協議を行ったうえで、取締役会は補助使用人としての監査役付を置くものとする。

②監査役付の人数、職位、専属若しくは他部署との兼務か等については、監査役と取締役とが協議して決定するものとする。

7. 補助使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①当社が補助使用人としての監査役付を置いた場合、当該監査役付の異動、懲戒及び解雇については、監査役会の事前の同意を必要とする。

②監査役付の人事考課は、監査役会の評価に基づき、常勤監査役が行うものとする。

③監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとする。

④当社は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①当社は、取締役会を毎月及び必要があるときは随時開催するものとし、かつ取締役会には取締役及び監査役全員の参加を原則とすることにより、その取締役が担当する業務の執行状況等が監査役に定期的に報告される体制を確保するものとする。

②取締役及び使用人が、各監査役からその業務執行に関する事項の報告（必要な事項の調査及び必要な資料の写しの提出を含む。）を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行うものとする。

9. 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

①当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。

②当社グループの役職員は、法令違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行うものとする。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員・従業員に周知徹底するものとする。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又はその償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人及び内部監査室と連携して随時情報交換することによって、迅速かつ的確に問題点を把握し、もって監査の実効性を確保するものとする。

当期における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、「企業行動憲章」「倫理行動指針」「コンプライアンス基本規程」「コンプライアンス推進規程」「リスク管理規程」等を整備し、社内イントラネット等を通じて当社グループ各社が遵守すべき基本事項につき周知徹底を図っております。
- ②コンプライアンス及びリスク管理に関する取組みとして、情報セキュリティ委員会、コンプライアンス推進委員会を年4回開催し、各分野における諸施策の推進及び情報の共有化を図りました。
- ③内部通報制度であるホットラインにつきましては、当社グループ各社において通報窓口を設置し、継続的に運用するとともに、その状況について代表取締役社長及び監査役へ定期的に報告しておりますが、当期において当社グループ各社での該当事項はございませんでした。
- ④監査役職務を補助する専任スタッフ1名を監査役の要請に基づき配置いたしました。また、必要に応じ、監査役の要請のもと経理、総務、人事スタッフへのヒアリング及び継続的な協力を実施し、その体制強化を図りました。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額             | 科目              | 金額             |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>84,838</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>68,985</b>  |
| 現金及び預金          | 32,385         | 買掛金             | 41,989         |
| 受取手形            | 197            | 電子記録債務          | 2,664          |
| 売掛金             | 25,839         | 一年内返済予定の社債      | 7,000          |
| 電子記録債権          | 774            | 一年内返済予定の長期借入金   | 5,963          |
| 商品及び製品          | 15,328         | リース債務           | 400            |
| 仕掛品             | 1,993          | 未払法人税等          | 2,745          |
| 原材料及び貯蔵品        | 4,695          | 賞与引当金           | 2,249          |
| 繰延税金資産          | 1,447          | 役員賞与引当金         | 138            |
| その他             | 2,187          | 資産除去債務          | 7              |
| 貸倒引当金           | △10            | その他             | 5,826          |
| <b>固定資産</b>     | <b>72,770</b>  | <b>固定負債</b>     | <b>56,151</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>51,997</b>  | 長期借入金           | 50,621         |
| 建物及び構築物         | 21,537         | リース債務           | 1,337          |
| 機械装置及び運搬具       | 5,855          | 長期割賦未払金         | 1,040          |
| 土地              | 17,188         | 役員退職慰労引当金       | 957            |
| リース資産           | 1,710          | 退職給付に係る負債       | 1,157          |
| 建設仮勘定           | 2,807          | 資産除去債務          | 723            |
| その他             | 2,898          | その他             | 312            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>10,122</b>  | <b>負債合計</b>     | <b>125,136</b> |
| のれん             | 8,507          | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| その他             | 1,615          | 株主資本            | 32,507         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>10,650</b>  | 資本金             | 3,953          |
| 投資有価証券          | 945            | 資本剰余金           | 10,926         |
| 長期貸付金           | 886            | 利益剰余金           | 17,672         |
| 敷金及び保証金         | 6,932          | 自己株式            | △44            |
| 繰延税金資産          | 647            | その他の包括利益累計額     | △34            |
| その他             | 1,239          | その他有価証券評価差額金    | 196            |
| <b>資産合計</b>     | <b>157,609</b> | 退職給付に係る調整累計額    | △231           |
|                 |                | <b>純資産合計</b>    | <b>32,473</b>  |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>157,609</b> |

## 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |         |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高             |       | 219,239 |
| 売上原価            |       | 180,171 |
| 売上総利益           |       | 39,068  |
| 販売費及び一般管理費      |       | 28,578  |
| 営業利益            |       | 10,489  |
| 営業外収益           |       |         |
| 受取利息            | 6     |         |
| 受取手数料           | 137   |         |
| 受取賃貸料           | 378   |         |
| その他             | 217   | 740     |
| 営業外費用           |       |         |
| 支払利息            | 790   |         |
| 支払手数料           | 45    |         |
| 支払賃借料           | 294   |         |
| 固定資産除却損         | 35    |         |
| その他             | 185   | 1,351   |
| 経常利益            |       | 9,878   |
| 特別利益            |       |         |
| 固定資産売却益         | 22    | 22      |
| 特別損失            |       |         |
| 減損損失            | 219   | 219     |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 9,681   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 3,720 |         |
| 法人税等調整額         | △368  | 3,352   |
| 当期純利益           |       | 6,329   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | -       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 6,329   |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                               | 株主資本  |        |        |        |        |
|-------------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|
|                               | 資本金   | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計 |
| 平成27年4月1日 残高                  | 3,953 | 4,754  | 11,868 | △3,059 | 17,515 |
| 連結会計年度中の変動額                   |       |        |        |        |        |
| 剰余金の配当                        |       |        | △525   |        | △525   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |       |        | 6,329  |        | 6,329  |
| 自己株式の取得                       |       |        |        | △6     | △6     |
| 自己株式の処分                       |       | 6,172  |        | 3,021  | 9,194  |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |       |        |        |        |        |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -     | 6,172  | 5,803  | 3,015  | 14,991 |
| 平成28年3月31日 残高                 | 3,953 | 10,926 | 17,672 | △44    | 32,507 |

|                               | その他の包括利益累計額      |                  |                   | 純資産合計  |
|-------------------------------|------------------|------------------|-------------------|--------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |        |
| 平成27年4月1日 残高                  | 333              | △213             | 119               | 17,635 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |                  |                   |        |
| 剰余金の配当                        |                  |                  |                   | △525   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                  |                  |                   | 6,329  |
| 自己株式の取得                       |                  |                  |                   | △6     |
| 自己株式の処分                       |                  |                  |                   | 9,194  |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △136             | △17              | △153              | △153   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △136             | △17              | △153              | 14,837 |
| 平成28年3月31日 残高                 | 196              | △231             | △34               | 32,473 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社の数 6社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社メディカルリソース  
日本ジェネリック株式会社  
株式会社日本医薬総合研究所  
長生堂製薬株式会社  
有限会社きしねファーマシー  
有限会社大倉山ファーマシー  
上記のうち、有限会社きしねファーマシー、有限会社大倉山ファーマシーについては、平成27年8月に発行済株式の全部を取得したため連結の範囲に含めております。

#### (2) 会計方針に関する事項

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

主として月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### ④固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び連結子会社の工場生産設備（建物附属設備及び機械装置）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|             |         |
|-------------|---------|
| 建物及び構築物     | 10年～50年 |
| 機械装置及び運搬具   | 5年～15年  |
| その他（工具器具備品） | 5年～15年  |

無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、定額法により20年以内の合理的な年数で償却をしております。

リース資産

当社及び一部の連結子会社はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（所有権移転外ファイナンス・リース取引）のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### ⑤引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は役員賞与の支給に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

## ⑥ヘッジ会計の方法

### ヘッジ会計の方法

当社及び一部の連結子会社は金利スワップ取引について、金融商品会計基準に定める特例処理を採用しております。

### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金

### ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は内規である「金利リスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

### 有効性の評価方法

特例処理によっている金利スワップ取引のため、有効性の評価を省略しております。

## ⑦退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務を退職給付に係る負債として計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により、発生の日連結会計年度から費用処理しております。また、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## ⑧消費税等の会計処理

当社及び連結子会社は、消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等については、当連結会計年度の費用として処理しております。

(3) 会計方針の変更

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ41百万円減少しております。

また、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額はそれぞれ、2円57銭、2円82銭減少しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 当社及び一部の連結子会社の実施した債権流動化による売掛債権譲渡高は16,697百万円であります。  
なお、当該売掛債権については、金融資産の消滅要件を満たしているため、売却処理を行っております。

(2) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は27,303百万円であります。

(3) 担保に供している資産

|         |          |
|---------|----------|
| 建物及び構築物 | 4,651百万円 |
| 土地      | 3,815百万円 |
| 敷金及び保証金 | 209百万円   |
| 計       | 8,676百万円 |

上記の他、営業保証金として、投資有価証券2百万円を差し入れております。

(4) 担保付債務

|               |          |
|---------------|----------|
| 一年内返済予定の長期借入金 | 1,509百万円 |
| 長期借入金         | 7,322百万円 |
| 計             | 8,832百万円 |

(5) 割賦払いにより所有権が留保されている資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 建物及び構築物   | 74百万円    |
| 機械装置及び運搬具 | 1,560百万円 |
| その他       | 72百万円    |
| 計         | 1,707百万円 |

(6) 割賦未払金

|           |          |
|-----------|----------|
| 流動負債（その他） | 431百万円   |
| 長期割賦未払金   | 1,040百万円 |
| 計         | 1,471百万円 |

### 3. 連結損益計算書に関する注記

#### 減損損失

以下の減損損失を計上しております。

| 用途 | 地域             | 種類                  | 減損損失<br>(百万円) |
|----|----------------|---------------------|---------------|
| 店舗 | 関東甲信越<br>(9店舗) | 建物及び構築物、敷金及び保証金、その他 | 158           |
| 店舗 | 関西・北陸<br>(1店舗) | のれん                 | 54            |
| 店舗 | 九州<br>(1店舗)    | 建物及び構築物             | 7             |
| 合計 |                |                     | 219           |

資産のグルーピングは、主として店舗単位としております。このうち、営業利益または収益性が悪化している店舗の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのものについては、零としております。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 8,012千株       | 8,012千株      | －千株          | 16,024千株     |

(注) 発行済株式の総数の増加は、平成27年10月1日に行った普通株式1株につき2株の割合で実施した株式分割によるものです。

##### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 1,000千株       | 1,002千株      | 1,973千株      | 29千株         |

(注) 自己株式の株式数の増加は、平成27年10月1日に行った普通株式1株につき2株の割合で実施した株式分割によるもの1,001千株、及び単元未満株式の買取請求によるもの1千株です。

自己株式の株式数の減少は、一般募集による自己株式の処分1,750千株、第三者割当による自己株式の処分223千株です。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ①配当金支払額等

###### イ. 平成27年6月25日開催の第35期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 245百万円
- ・1株当たり配当額 35円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月26日

###### ロ. 平成27年10月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 280百万円
- ・1株当たり配当額 40円
- ・基準日 平成27年9月30日
- ・効力発生日 平成27年12月4日

(注) 当社は、平成27年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しておりますが、1株当たり配当額は当該株式分割前の株式数を基準に記載しております。

###### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年6月28日開催の第36期定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・配当金の総額 399百万円
- ・1株当たり配当額 25円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月29日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 繰延税金資産          |           |
| 賞与引当金           | 697百万円    |
| 未払事業税           | 186百万円    |
| 法定福利費           | 106百万円    |
| たな卸資産評価損        | 132百万円    |
| 資産除去債務          | 222百万円    |
| 役員退職慰労引当金       | 300百万円    |
| 減損損失            | 165百万円    |
| 長期前払消費税等        | 147百万円    |
| 退職給付に係る負債       | 360百万円    |
| 繰越欠損金           | 789百万円    |
| 有価証券評価損         | 27百万円     |
| その他             | 520百万円    |
| 繰延税金資産小計        | 3,658百万円  |
| 評価性引当額          | △1,358百万円 |
| 計               | 2,300百万円  |
| 繰延税金負債          |           |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 75百万円     |
| その他有価証券評価差額金    | 86百万円     |
| その他             | 62百万円     |
| 計               | 225百万円    |
| 繰延税金資産の純額       | 2,075百万円  |

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |              |
|----------------------|--------------|
| 法定実効税率               | 33.1%        |
| (調整)                 |              |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 1.0%         |
| 住民税均等割               | 2.2%         |
| 留保金課税等               | 4.7%         |
| 税額控除                 | △5.4%        |
| のれん償却による影響           | 2.0%         |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.8%         |
| 評価性引当額の増減            | △4.1%        |
| その他                  | 0.3%         |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | <u>34.6%</u> |

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は81百万円減少し、法人税等調整額が80百万円、その他有価証券評価差額金が4百万円、退職給付に係る調整累計額が5百万円、それぞれ増加しております。

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗用建物、工場用機械装置、車両、事務用関連機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（(注2)参照）。

|                  | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------------|---------------------|----------|----------|
| (1) 現金及び預金       | 32,385              | 32,385   | －        |
| (2) 受取手形         | 197                 | 197      | －        |
| (3) 売掛金          | 25,839              | 25,839   | －        |
| (4) 電子記録債権       | 774                 | 774      | －        |
| (5) 投資有価証券       | 926                 | 926      | －        |
| (6) 長期貸付金 (※1)   | 988                 | 991      | 3        |
| (7) 敷金及び保証金 (※2) | 5,059               | 5,075    | 16       |
| 資産計              | 66,170              | 66,190   | 20       |
| (1) 買掛金          | 41,989              | 41,989   | －        |
| (2) 電子記録債務       | 2,664               | 2,664    | －        |
| (3) 未払法人税等       | 2,745               | 2,745    | －        |
| (4) 社債 (※3)      | 7,000               | 7,052    | 52       |
| (5) 長期借入金 (※3)   | 56,584              | 57,047   | 463      |
| (6) リース債務 (※3)   | 1,737               | 1,747    | 9        |
| (7) 長期割賦未払金 (※3) | 1,471               | 1,477    | 5        |
| 負債計              | 114,193             | 114,724  | 531      |

(※1) 長期貸付金は、1年内回収予定の金額を含めております。

(※2) 敷金及び保証金は、将来返還されない金額を控除しております。

(※3) 社債、長期借入金、リース債務、長期割賦未払金は、1年内返済予定の金額を含めております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

#### (1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(4)電子記録債権

これらは短期間で決済され、信用リスク相当額も重要性に乏しく、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (5)投資有価証券

上場株式については、取引所の価格によっております。

#### (6)長期貸付金、(7)敷金及び保証金

これらの時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### 負 債

#### (1)買掛金、(2)電子記録債務、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4)社債、(5)長期借入金、(6)リース債務、(7)長期割賦未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の社債発行、借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### デリバティブ取引

当社グループが利用しているデリバティブ取引は金利スワップ取引であります。これらはすべて特例処理によっており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価に含めて記載してあります（上記(5)長期借入金参照）。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式18百万円については、市場価格がなく、かつ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 2,030円22銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 432円85銭   |

### (注) 算定上の基礎

|                                   |             |
|-----------------------------------|-------------|
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数       | 15,994,932株 |
| 1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数 | 14,623,675株 |

当社は、平成27年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の株式分割を行っております。各1株当たり情報については、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定してあります。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額             | 科目              | 金額             |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>63,775</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>56,887</b>  |
| 現金及び預金          | 30,480         | 買掛金             | 35,930         |
| 売掛金             | 19,106         | 関係会社短期借入金       | 2,600          |
| 商品及び製品          | 4,748          | 一年内返済予定の社債      | 7,000          |
| 関係会社短期貸付金       | 6,718          | 一年内返済予定の長期借入金   | 4,999          |
| 前払費用            | 793            | リース債務           | 38             |
| 繰延税金資産          | 894            | 未払費用            | 1,202          |
| その他             | 1,043          | 未払法人税等          | 816            |
| 貸倒引当金           | △9             | 未払り             | 2,124          |
| <b>固定資産</b>     | <b>65,568</b>  | 前受収益            | 120            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>25,123</b>  | 賞与引当金           | 31             |
| 建物              | 9,208          | 賞与引当金           | 1,833          |
| 構築物             | 740            | 役員賞与引当金         | 130            |
| 船舶              | 0              | 資産除去債           | 7              |
| 車両運搬具           | 139            | その他             | 52             |
| 工具器具備品          | 2,132          | <b>固定負債</b>     | <b>44,681</b>  |
| 土地              | 11,558         | 長期借入金           | 42,393         |
| リース資産           | 484            | リース債務           | 477            |
| 建設仮勘定           | 858            | 退職給付引当金         | 312            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>8,809</b>   | 役員退職慰労引当金       | 663            |
| のれん             | 7,596          | 資産除去債           | 712            |
| 借地権             | 854            | その他             | 123            |
| ソフトウェア          | 316            | <b>負債合計</b>     | <b>101,568</b> |
| 電話加入権           | 41             | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>31,636</b>  | <b>株主資本</b>     | <b>27,578</b>  |
| 投資有価証券          | 939            | 資本剰余金           | 3,953          |
| 関係会社株式          | 6,762          | 資本剰余金           | 10,926         |
| 長期貸付金           | 886            | 資本準備金           | 4,754          |
| 関係会社長期貸付金       | 15,810         | その他資本剰余金        | 6,172          |
| 長期前払費用          | 778            | <b>利益剰余金</b>    | <b>12,742</b>  |
| 敷金及び保証金         | 6,820          | 利益準備金           | 20             |
| 繰延税金資産          | 327            | その他利益剰余金        | 12,722         |
| その他             | 227            | 別途積立金           | 130            |
| 貸倒引当金           | △915           | 繰越利益剰余金         | 12,592         |
| <b>資産合計</b>     | <b>129,344</b> | <b>自己株式</b>     | <b>△44</b>     |
|                 |                | 評価・換算差額等        | 196            |
|                 |                | その他有価証券評価差額金    | 196            |
|                 |                | <b>純資産合計</b>    | <b>27,775</b>  |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>129,344</b> |

# 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額   |         |
|--------------|-------|---------|
| 売上高          |       | 190,338 |
| 売上原価         |       | 161,812 |
| 売上総利益        |       | 28,526  |
| 販売費及び一般管理費   |       | 22,341  |
| 営業利益         |       | 6,184   |
| 営業外収益        |       |         |
| 受取利息         | 6     |         |
| 受取配当金        | 205   |         |
| 受取手数料        | 137   |         |
| 受取賃貸料        | 350   |         |
| 業務委託料        | 9     |         |
| その他          | 120   | 830     |
| 営業外費用        |       |         |
| 支払利息         | 540   |         |
| 社債利息         | 105   |         |
| 支払手数料        | 45    |         |
| 支払賃借料        | 294   |         |
| 固定資産除却損      | 34    |         |
| その他          | 126   | 1,148   |
| 経常利益         |       | 5,866   |
| 特別利益         |       |         |
| 固定資産売却益      | 22    |         |
| 投資損失引当金戻入額   | 500   | 522     |
| 特別損失         |       |         |
| 減損損失         | 219   | 219     |
| 税引前当期純利益     |       | 6,169   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,660 |         |
| 法人税等調整額      | △84   | 2,576   |
| 当期純利益        |       | 3,593   |

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株主資本  |       |          |         |       |          |        |         |
|-----------------------------|-------|-------|----------|---------|-------|----------|--------|---------|
|                             | 資本金   | 資本剰余金 |          |         | 利益準備金 | 利益剰余金    |        | 利益剰余金合計 |
|                             |       | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |       | その他利益剰余金 |        |         |
|                             |       |       |          |         | 別途積立金 | 繰越利益剰余金  |        |         |
| 平成27年4月1日 残高                | 3,953 | 4,754 | -        | 4,754   | 20    | 130      | 9,525  | 9,675   |
| 事業年度中の変動額                   |       |       |          |         |       |          |        |         |
| 剰余金の配当                      |       |       |          |         |       |          | △525   | △525    |
| 当期純利益                       |       |       |          |         |       |          | 3,593  | 3,593   |
| 自己株式の取得                     |       |       |          |         |       |          |        |         |
| 自己株式の処分                     |       |       | 6,172    | 6,172   |       |          |        |         |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |       |       |          |         |       |          |        |         |
| 事業年度中の変動額合計                 | -     | -     | 6,172    | 6,172   | -     | -        | 3,067  | 3,067   |
| 平成28年3月31日 残高               | 3,953 | 4,754 | 6,172    | 10,926  | 20    | 130      | 12,592 | 12,742  |

|                             | 株主資本   |        | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計  |
|-----------------------------|--------|--------|--------------|------------|--------|
|                             | 自己株式   | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |        |
| 平成27年4月1日 残高                | △3,059 | 15,323 | 333          | 333        | 15,656 |
| 事業年度中の変動額                   |        |        |              |            |        |
| 剰余金の配当                      |        | △525   |              |            | △525   |
| 当期純利益                       |        | 3,593  |              |            | 3,593  |
| 自己株式の取得                     | △6     | △6     |              |            | △6     |
| 自己株式の処分                     | 3,021  | 9,194  |              |            | 9,194  |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |        |        | △136         | △136       | △136   |
| 事業年度中の変動額合計                 | 3,015  | 12,255 | △136         | △136       | 12,119 |
| 平成28年3月31日 残高               | △44    | 27,578 | 196          | 196        | 27,775 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～47年

構築物 10年～45年

工具器具備品 5年～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、定額法により20年以内の合理的な年数で償却をしております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（所有権移転外ファイナンス・リース取引）のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

また、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により費用処理しております。

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、金融商品会計基準に定める特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金

ヘッジ方針

内規である「金利リスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

有効性の評価方法

特例処理によっている金利スワップ取引のため、有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理しております。

(8) 会計方針の変更

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響は軽微です。

また、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額への影響額についても軽微です。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものは除く）

短期金銭債権債務

|     |        |
|-----|--------|
| 売掛金 | 12百万円  |
| 買掛金 | 132百万円 |
| 未払金 | 72百万円  |

(2) 債権流動化による売掛債権譲渡高は12,618百万円であります。なお、当該売掛債権については、金融資産の消滅要件を満たしているため、売却処理を行っております。

(3) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は18,810百万円であります。

(4) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っております。

|              |          |
|--------------|----------|
| 日本ジェネリック株式会社 | 3,001百万円 |
|--------------|----------|

(5) 担保に供している資産

|         |          |
|---------|----------|
| 建物      | 1,054百万円 |
| 構築物     | 56百万円    |
| 土地      | 3,138百万円 |
| 敷金及び保証金 | 209百万円   |

計 4,459百万円

上記の他営業保証金として、投資有価証券2百万円を差し入れております。

(6) 担保付債務

|               |          |
|---------------|----------|
| 一年内返済予定の長期借入金 | 1,117百万円 |
| 長期借入金         | 4,991百万円 |
| 計             | 6,108百万円 |

### 3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引高

売上 75百万円

売上原価 1,596百万円

販売費及び一般管理費 853百万円

営業取引以外の取引高 210百万円

(2) 減損損失

以下の減損損失を計上しております。

| 用途 | 地域             | 種類                         | 減損損失<br>(百万円) |
|----|----------------|----------------------------|---------------|
| 店舗 | 関東甲信越<br>(9店舗) | 建物、構築物、借地権、敷金及び保証金、<br>その他 | 158           |
| 店舗 | 関西・北陸<br>(1店舗) | のれん                        | 54            |
| 店舗 | 九州<br>(1店舗)    | 建物                         | 7             |
| 合計 |                |                            | 219           |

資産のグルーピングは、主として店舗単位としております。このうち、営業利益または収益性が悪化している店舗の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのものについては、零としております。

(3) 投資損失引当金戻入額

関係会社である日本ジェネリック株式会社の財政状態が改善したことに伴い、全額を取崩したことによって発生しております。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 1,000千株     | 1,002千株    | 1,973千株    | 29千株       |

(注) 自己株式の株式数の増加は、平成27年10月1日に行った普通株式1株につき2株の割合で実施した株式分割によるもの1,001千株、及び単元未満株式の買取請求によるもの1千株です。

自己株式の株式数の減少は、一般募集による自己株式の処分1,750千株、第三者割当による自己株式の処分223千株です。

#### 5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金 565百万円

未払事業税 144百万円

法定福利費 87百万円

たな卸資産評価損 27百万円

資産除去債務 220百万円

役員退職慰労引当金 203百万円

減損損失 165百万円

長期前払消費税等 147百万円

退職給付引当金 102百万円

有価証券評価損 27百万円

子会社株式 1,500百万円

貸倒引当金 283百万円

その他 230百万円

繰延税金資産小計 3,706百万円

評価性引当額 △2,289百万円

計 1,416百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 75百万円

その他有価証券評価差額金 86百万円

その他 32百万円

計 195百万円

繰延税金資産の純額 1,221百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 33.1% |
| (調整)                 |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 1.4%  |
| 永久に益金に算入されない項目       | △1.0% |
| 住民税均等割               | 3.2%  |
| 留保金課税等               | 2.7%  |
| 税額控除                 | △5.3% |
| のれん償却による影響           | 2.6%  |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 1.1%  |
| 評価性引当額の増減            | 3.8%  |
| その他                  | 0.3%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 41.8% |

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は60百万円減少し、法人税等調整額が65百万円、その他有価証券評価差額金が4百万円、それぞれ増加しております。

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗用建物、事務用関連機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

| 属性  | 会社等の名称     | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容          | 議決権等の<br>所有割合 | 関係内容       |            | 取引の内容         | 取引金額<br>(百万円) | 科目                   | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|------------|-------------------|----------------|---------------|------------|------------|---------------|---------------|----------------------|---------------|
|     |            |                   |                |               | 役員の<br>兼職等 | 事業上<br>の関係 |               |               |                      |               |
| 子会社 | 日本ジェネリック㈱  | 255               | ジェネリック医薬品の製造販売 | 直接<br>100%    | 役員<br>2名   | 当社<br>仕入先  | 資金の貸付(純額)(注1) | 2,505         | 関係会社<br>短期貸付<br>(注1) | 5,678         |
|     |            |                   |                |               |            |            | 債務保証(注2)      | 3,001         | 関係会社<br>長期貸付<br>(注1) | 15,810        |
| 子会社 | 長生堂製薬㈱     | 340               | ジェネリック医薬品の製造販売 | 直接<br>100%    | 役員<br>2名   | 当社<br>仕入先  | 資金の貸付(純額)(注3) | 1,000         | 関係会社<br>短期貸付<br>(注3) | 1,000         |
| 子会社 | ㈱メディカルリソース | 93                | 医療従事者派遣・紹介事業   | 直接<br>100%    | 役員<br>2名   | 当社<br>仕入先  | 資金の借入(注4)     | 800           | 関係会社<br>短期借入<br>(注4) | 2,600         |
|     |            |                   |                |               |            |            | 利息の支払(注4)     | 12            |                      |               |

(注1) 日本ジェネリック㈱に対する貸付金については、利息を免除しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 日本ジェネリック㈱の銀行借入について保証を行っております。なお、保証料の受取は行っておりません。

(注3) 長生堂製薬㈱に対する貸付金については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注4) ㈱メディカルリソースからの借入金については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は提供しておりません。

(注5) 上記以外に日本ジェネリック㈱に対する貸付金を対象とした貸倒引当金915百万円(当事業年度における繰入はありません)を計上しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|                                   |             |
|-----------------------------------|-------------|
| (1) 1株当たり純資産額                     | 1,736円51銭   |
| (2) 1株当たり当期純利益金額                  | 245円73銭     |
| (注) 算定上の基礎                        |             |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数       | 15,994,932株 |
| 1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数 | 14,623,675株 |

当社は、平成27年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の株式分割を行っております。各1株当たり情報については、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

## 9. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時以降、連結配当規制適用会社となります。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

日本調剤株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 水 野 裕 之 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡 邊 康 一 郎 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本調剤株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本調剤株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

日本調剤株式会社  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水野裕之  | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 渡邊康一郎 | 印 |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本調剤株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの、第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役など意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### （3）連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 重要な後発事象

記載すべき重要な後発事象はありません。

平成28年5月16日

日本調剤株式会社 監査役会  
常勤監査役 中川 義雄 ㊟  
監査役（社外監査役） 薄金 孝太郎 ㊟  
監査役（社外監査役） 長嶋 隆 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様方への利益還元を経営上の重要課題の一つとして捉えており、成長性を確保するための内部留保も十分に考慮しながらも、各期の経営成績に連動した形で最大限株主の皆様方に対して利益還元を図っていくことを基本方針としております。

このような方針の下、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は399,873,300円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) より透明性の高い経営の実現及び経営の機動性の向上のため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため第33条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第11条(自己の株式の取得)及び第40条(中間配当)を削除するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生いたします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                                       | 変更案                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則<br>第1条～第3条 <条文省略>                                                                   | 第1章 総則<br>第1条～第3条 <現行どおり>                                                      |
| (機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>① 取締役会<br>② 監査役<br>③ 監査役会<br>④ 会計監査人              | (機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>① 取締役会<br>② 監査等委員会<br><削除><br>③ 会計監査人 |
| 第5条～第10条 <条文省略>                                                                            | 第5条～第10条 <現行どおり>                                                               |
| <u>自己の株式の取得</u><br>第11条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> | <削除>                                                                           |
| 第12条～第18条 <条文省略>                                                                           | 第11条～第17条 <現行どおり>                                                              |

| 現行定款                                                                        | 変更案                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4章 取締役及び取締役会                                                               | 第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会                                                                 |
| (取締役の員数)<br>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。                                          | (取締役の員数)<br>第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、15名以内とする。                                     |
| <新設>                                                                        | 2 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。                                                             |
| (取締役の選任)<br>第20条 <新設>                                                       | (取締役の選任)<br>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。                         |
| 株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。 | 2 <現行どおり>                                                                              |
| 2 <条文省略>                                                                    | 3 <現行どおり>                                                                              |
| (取締役の任期)<br>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。      | (取締役の任期)<br>第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| <新設>                                                                        | 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。                        |

| 現行定款                                                                                                 | 変更案                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は他の取締役の任期の満了する時までとする。</p>                                                   | <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>                   |
| <p>(取締役会の招集通知)<br/>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知)<br/>第21条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>             |
| <p>2 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                             | <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                                         |
| <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                                    | <p>(監査等委員会の招集通知)<br/>第22条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> |
| <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                                    | <p>2 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>                                               |
| <p>第23条～第26条 &lt;条文省略&gt;</p>                                                                        | <p>第23条～第26条 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                             |

| 現行定款                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>                                                  | <p style="text-align: center;">(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</p> |
| <p>(取締役会規程)<br/>第27条 &lt;条文省略&gt;</p>                                                          | <p>(取締役会規程)<br/>第28条 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                                                             |
| <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>                                                  | <p style="text-align: center;">(監査等委員会規則)</p> <p>第29条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>                                       |
| <p>(取締役の報酬等)<br/>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(取締役の報酬等)<br/>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>                                        |
| <p>(取締役の責任免除)<br/>第29条 &lt;条文省略&gt;</p>                                                        | <p>(取締役の責任免除)<br/>第31条 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                                                           |
| <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p>                                               | <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>                                                                                                      |
| <p>(監査役の数)<br/>第30条 当会社の監査役は、3名以内とする。</p>                                                      | <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>                                                                                                      |

| 現行定款                                                                                                    | 変更案               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| <p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 株主総会における監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p> | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>                       | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>                                        | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>                                                  | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>       | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>                                                      | <p>&lt;削除&gt;</p> |

| 現行定款                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役会規則)</u><br/>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規則」による。</p>                                                | <p>&lt;削除&gt;</p>                                                                                                           |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u><br/>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                     | <p>&lt;削除&gt;</p>                                                                                                           |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u><br/>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> | <p>&lt;削除&gt;</p>                                                                                                           |
| <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>                   | <p>&lt;削除&gt;</p>                                                                                                           |
| <p>第6章 計算</p>                                                                                                                 | <p>第5章 計算</p>                                                                                                               |
| <p>(事業年度)<br/>第38条 &lt;条文省略&gt;</p>                                                                                           | <p>(事業年度)<br/>第32条 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                                        |
| <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                                                             | <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u><br/>第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議のほか、取締役会の決議によって定めることができる。</p> |

| 現行定款                                                               | 変更案                                              |
|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| (剰余金の配当の基準日)<br>第39条 <条文省略>                                        | (剰余金の配当の基準日)<br>第34条 <現行どおり>                     |
| <新設>                                                               | <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>                |
| <u>2</u> 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。                             | <u>3</u> 前 <u>2</u> 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 |
| <u>(中間配当)</u><br>第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。 | <削除>                                             |
| (配当金の除斥期間)<br>第41条 <条文省略>                                          | (配当金の除斥期間)<br>第35条 <現行どおり>                       |
| 2 未払いの剰余金の配当金及び中間配当金には利息を付けない。                                     | 2 未払いの剰余金の配当金には利息を付けない。                          |

| 現行定款                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="420 169 515 193">&lt;新設&gt;</p> | <p data-bbox="837 169 889 193">附則</p> <p data-bbox="777 205 1200 229"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="766 244 1316 424">当社は、第36期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |
| <p data-bbox="420 476 515 500">&lt;新設&gt;</p> | <p data-bbox="766 476 1316 656">2 第36期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。</p>                                                                                       |

### 第3号議案 取締役11名及び監査等委員3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役11名全員及び監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名及び監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、監査等委員である取締役3名の選任につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、地位、担当及び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | みつはら ひろし<br>三津原 博<br>(昭和23年6月17日生)  | 昭和54年12月 武田薬品工業(株)退職<br>昭和55年3月 当社設立<br>代表取締役社長(現任)<br>平成6年1月 宮城日本調剤(株)〔現:(株)メディカルリソース〕設立<br>代表取締役社長(現任)<br>平成17年1月 日本ジェネリック(株)設立<br>代表取締役社長(現任)<br>平成24年1月 (株)日本医薬総合研究所代表取締役社長(現任)<br>平成25年5月 長生堂製薬(株)代表取締役会長(現任)                                        | 4,680,000株 |
| 2     | かまだ よしき<br>鎌田 良樹<br>(昭和24年7月1日生)    | 平成14年8月 日本プロパティソリューションズ(株)代表取締役副社長<br>平成20年6月 エム・ユー・トラスト総合管理(株)代表取締役社長<br>平成23年6月 同社取締役会長<br>平成24年6月 当社常務取締役(現任)<br>平成26年2月 長生堂製薬(株)取締役(現任)                                                                                                               | 4,800株     |
| 3     | みつはら ようすけ<br>三津原 庸介<br>(昭和51年2月5日生) | 平成11年9月 当社入社<br>平成13年4月 当社経営企画部長<br>平成17年1月 日本ジェネリック(株)取締役<br>平成18年4月 当社営業推進部長<br>平成18年10月 (株)メディカルリソース取締役<br>平成19年6月 当社取締役営業推進部長<br>平成22年6月 当社取締役退任<br>平成25年6月 (株)日本医薬総合研究所取締役(現任)<br>平成26年6月 当社取締役<br>平成26年6月 日本ジェネリック(株)取締役(現任)<br>平成27年6月 当社常務取締役(現任) | 3,320,000株 |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、地位、職担の状況                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | ふかい かつひこ<br>深井 克彦<br>(昭和29年12月18日生) | 平成6年5月 当社入社<br>平成7年4月 当社九州支店薬剤部部长<br>平成18年6月 当社九州支店長<br>平成20年3月 当社薬剤部部长<br>平成20年6月 当社取締役薬剤部部长<br>平成24年4月 当社取締役薬剤部部长<br>平成24年6月 当社取締役退任<br>平成24年6月 当社薬剤部部长<br>平成25年6月 当社取締役薬剤受託部部长<br>平成27年6月 当社常務取締役薬剤受託部部长(現任) | 1,100株     |
| 5     | かさい なおと<br>笠井 直人<br>(昭和37年5月16日生)   | 平成25年4月 当社入社<br>平成25年4月 当社営業統括部部长<br>平成25年10月 当社営業推進部部长<br>平成27年6月 当社取締役営業推進部部长<br>平成28年4月 当社取締役営業統括部部长(現任)                                                                                                     | 1,000株     |
| 6     | みやた のりあき<br>宮田 徳昭<br>(昭和38年10月1日生)  | 平成4年1月 当社入社<br>平成16年4月 当社大阪支店長兼大阪支店営業部部长<br>平成19年4月 当社営業統括部部长<br>平成19年6月 当社取締役営業統括部部长<br>平成28年4月 当社取締役営業推進部部长(現任)                                                                                               | 460株       |
| 7     | すずき しげお<br>鈴木 重夫<br>(昭和32年11月27日生)  | 平成21年6月 当社入社<br>平成21年12月 当社健保・施設推進部部长<br>平成23年6月 当社取締役健保・施設推進部部长(現任)                                                                                                                                            | 4,000株     |
| 8     | こやなぎ としゆき<br>小柳 利幸<br>(昭和38年4月8日生)  | 平成2年7月 当社入社<br>平成12年4月 当社東北支店薬剤部部长<br>平成16年12月 当社薬剤本部東日本薬剤統括部部长<br>平成21年12月 当社薬剤本部購買部部长<br>平成24年4月 当社薬剤部部长兼薬剤本部購買部部长<br>平成24年6月 当社取締役薬剤部部长兼薬剤本部購買部部长<br>平成26年1月 当社取締役薬剤部部长(現任)                                  | 2,980株     |

| 候補者番号   | ふりがな氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、地位、職担の状況                                                                                                                      | 所有する当社の株式数 |
|---------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 9       | おぎかずのり<br>小城和紀<br>(昭和41年11月14日生)  | 平成20年5月 当社入社<br>平成20年5月 当社財務部次長<br>平成21年4月 当社財務部部长<br>平成27年4月 当社財務部長<br>平成27年6月 当社取締役財務部長(現任)<br>平成27年6月 (株)メディカルリソース取締役(現任)     | 3,800株     |
| ※<br>10 | ふじもとよしひさ<br>藤本佳久<br>(昭和33年9月10日生) | 平成23年1月 当社入社<br>平成23年1月 当社公共営業部長<br>平成25年10月 当社総務部長(現任)                                                                          | 4,000株     |
| 11      | かないひさし<br>金井久兮<br>(昭和13年1月21日生)   | 平成4年4月 (株)第一勧業銀行【現(株)みずほ銀行】常務取締役<br>平成6年6月 (株)オイントコーポレーション代表取締役副社長<br>平成11年6月 同社代表取締役社長<br>平成15年6月 同社社長退任<br>平成27年6月 当社社外取締役(現任) | 0株         |

(注) 1. ※は、新任の取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者であります。

2. 金井久兮氏は、社外取締役の候補者であります。

3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

4. 各取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の選任理由は以下のとおりであります。

- ①三津原博氏は、当社創業者であり、当社最高経営責任者としてそのリーダーシップを発揮し、創業以来掲げる「医薬分業」を当業界において推し進めるなど経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。
- ②鎌田良樹氏は、平成24年の入社以来、主に財務・経理関連業務に従事し、取締役財務部長を経て、現在では常務取締役として経理・財務・システム・経営企画担当役員を務めるなど、当社における豊富な業務経験と、経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。
- ③三津原庸介氏は、代表取締役社長 三津原博の実子であります。平成11年の入社以来、経営補佐として経営全般から店舗開発、関連会社役員等を歴任するなど、その経験及び実績は多岐にわたり、現在では常務取締役として、電子お薬手帳の開発、利用者拡大においてそのリーダーシップを発揮しております。また、薬剤師採用においても例年以上の採用実績を上げるなど、経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

- ④深井克彦氏は、平成6年の入社以来、主に薬局運営・管理業務に従事し、薬剤本部長を経て、現在では常務取締役として薬剤・薬剤受託担当役員を務めるなど、当社における豊富な業務経験と、薬局管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。
- ⑤笠井直人氏は、平成25年の入社以来、主に店舗開発業務に従事し、営業推進部長を経て、現在では取締役営業統括部長を務めるなど、当社における豊富な店舗開発実績と当社の店舗開発全般の管理・運営に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。
- ⑥宮田徳昭氏は、平成4年の入社以来、主に店舗開発業務に従事し、大阪支店長、営業統括部長を経て、現在では取締役営業推進部長を務めるなど、当社における豊富な店舗開発実績と当社の店舗開発全般の管理・運営に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。
- ⑦鈴木重夫氏は、平成21年の入社以来、主に健康保険組合の保険者向けサービスの企画立案及び提供、住居系介護施設運営会社への支援サービスの提供の企画営業及び在宅医療の推進に従事し、現在では取締役健保・施設推進部長を務め、在宅医療の実施店舗は全営業店舗の95.4%とする高い実績と当社の管理・運営に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。
- ⑧小柳利幸氏は、平成2年の入社以来、主に薬局運営・管理業務に従事し、薬剤本部長兼薬剤本部購買部長を経て、現在では取締役薬剤本部長として購買・教育情報・支店管理担当役員を務めるなど、当社における豊富な業務経験と、薬局管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。
- ⑨小城和紀氏は、平成20年の入社以来、主に財務・会計業務に従事し、現在では取締役財務部長及び関連会社取締役を務めるなど、当社の管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。
- ⑩藤本佳久氏は、平成23年の入社以来、公共営業部長にて店舗開発業務に従事した後、総務部長を務めるなど、当社における多種多様な業務経験と、当社の管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者となりました。
- ⑪金井久兮氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって1年となります。
5. 金井久兮氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、責任限定契約を締結する予定です。
6. 金井久兮氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当及び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※12   | きむら きんご<br>木村金吾<br>(昭和28年8月30日生)     | 平成12年4月 当社入社<br>平成12年4月 当社経理部次長<br>平成19年4月 当社経理部長(現任)<br>平成20年5月 日本ジェネリック(株)監査役(現任)<br>平成24年1月 (株)日本医薬総合研究所監査役(現任)<br>平成24年6月 (株)メディカルリソース監査役(現任)<br>平成25年5月 長生堂製薬(株)監査役(現任) | 2,200株     |
| ※13   | うすがね こうたろう<br>薄金孝太郎<br>(昭和23年5月27日生) | 昭和52年4月 検察官検事任官<br>昭和60年4月 弁護士登録(現任)<br>平成2年4月 薄金・有住法律事務所開設<br>平成13年7月 当社社外監査役(現任)<br>平成25年10月 薄金法律事務所開設(現在)                                                                 | 0株         |
| ※14   | ながしま たかし<br>長嶋隆<br>(昭和24年1月1日生)      | 昭和50年4月 東京国税局国税調査官<br>平成18年7月 東京国税局退職<br>平成18年8月 公認会計士・税理士登録(現任)<br>平成18年8月 税理士法人日本税務総研パートナー(現任)<br>平成26年6月 当社社外監査役(現任)                                                      | 0株         |

- (注) 1. ※は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 薄金孝太郎氏、長嶋隆氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 各取締役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
4. 木村金吾氏は平成12年入社以来、主に経理業務に従事し、当社関連会社における監査役を務めるなど、当社及び当社関連会社における豊富な業務経験と、経理をはじめとする会社の管理に関する知見を有しており、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
5. 薄金孝太郎氏は弁護士として、長嶋隆氏は公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 薄金孝太郎氏、長嶋隆氏について、過去に経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
7. 薄金孝太郎氏、長嶋隆氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、責任限定契約を締結する予定です。さらに、木村金吾氏につきましても、同氏の選任が承認された場合には、当社は同様の契約を締結する予定であります。

8. 薄金孝太郎氏、長嶋隆氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

#### 第4号議案 補欠監査等委員1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| ふりがな氏<br>(生年月日)                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                   | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------|------------|
| おおつますろう<br>大津益郎<br>(昭和23年7月5日生) | 平成7年12月 三洋証券(株)退社<br>平成10年4月 プリマリンド証券(インドネシア)退社<br>平成26年4月 三木証券(株)退社 | 0株         |

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 大津益郎氏は、補欠の社外監査等委員候補者であります。

3. 大津益郎氏を補欠の社外監査等委員候補者とした理由は、会社経営で培われた知識と経験を当社の経営に活かしていただくことを期待したためであります。

4. 大津益郎氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第5号議案 取締役及び監査等委員の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成27年6月25日開催の第35期定時株主総会において年額8億円以内、監査役の報酬額は、平成24年6月27日開催の第32期定時株主総会において年額4,500万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行するため、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役・監査役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情を考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額10億円以内（うち社外取締役2,000万円以内）、監査等委員である取締役の報酬額を年額5,000万円以内と設定させていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役3名となります。

本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任されます常務取締役 見田元氏及び監査役 中川義雄氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名     | 略 歴                 |
|---------|---------------------|
| 見 田 元   | 平成25年6月 当社常務取締役(現任) |
| 中 川 義 雄 | 平成20年6月 当社常勤監査役(現任) |

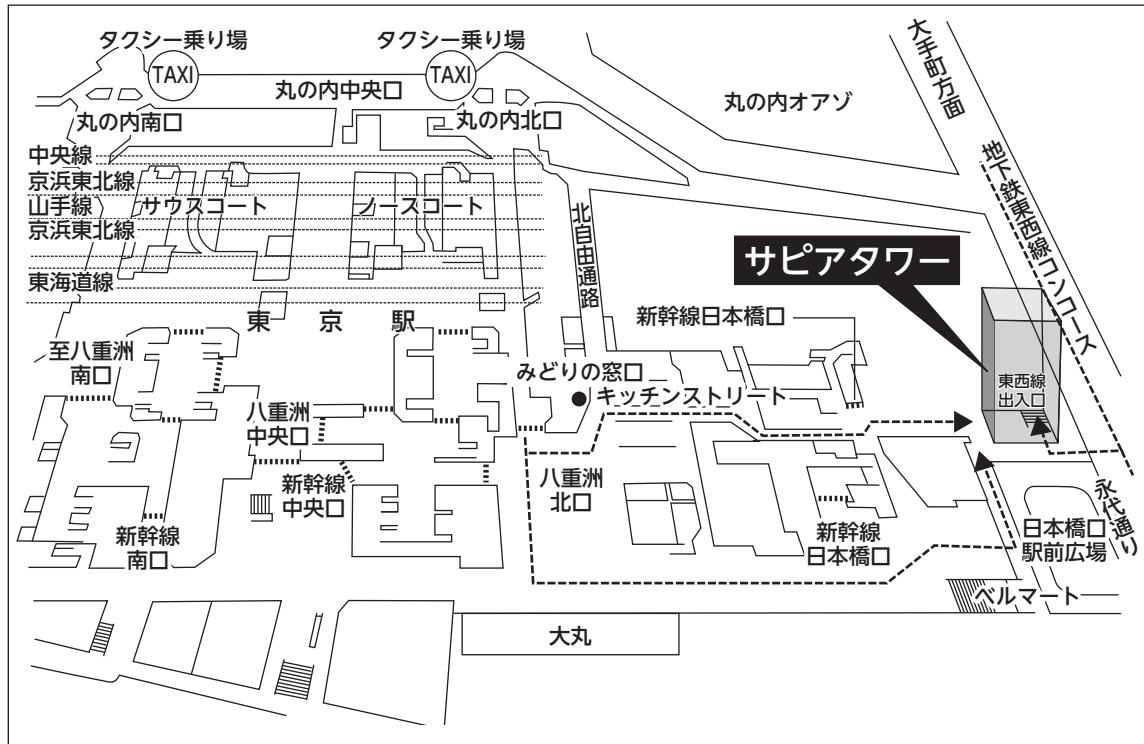
## 第7号議案 役員賞与支給の件

当期業績に対する功労に報いるため、当期の利益、従来の役員賞与金の額、その他諸般の事情を勘案し、当期末の社外取締役を除く取締役10名に対し総額1億2,890万円、当期末の社外監査役を除く監査役1名に対し総額110万円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役に対する金額、支給時期等につきましては取締役会に、監査役については監査等委員の協議にご一任願いたいと存じます。本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー  
ステーションコンファレンス東京 6階会議室  
電話：03-6888-8080



### ■交通のご案内

- ・ J R 「東京駅」 (在来線) 八重洲北口改札口から徒歩2分
- ・ 東京メトロ東西線「大手町駅」と「日本橋駅」間の地下コンコースB7番出口付近より1階エントランスにダイレクト・イン



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。